

From 山形労働局からのお知らせ

【山形県最低賃金が改定されました！】

山形県最低賃金

効力発生日 令和4年10月6日

時間額 854円(32円アップ)

この最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。

【問合せ先】

山形労働局労働基準部賃金室 (TEL 023-624-8224) 又は最寄りの労働基準監督署